

平成13年 第3回臨時会

厚岸町議会会議録

平成13年7月24日 開会
平成13年7月24日 閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成13年厚岸町議会 第3回臨時会会議録		
招 集 期 日	平成13年7月24日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開催日時	開 会	平成13年7月24日 午前10時00分
	閉 会	平成13年7月24日 午前11時39分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	×
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果、出席議員 18名 欠席議員 2名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 平 裕 一		
議事係長	板 屋 英 志		

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	監査委員	今村 實
助役	鈴木 英世	教育委員会 生涯学習課長	大野 榮司
収入役	君澤 英二	監査事務局長	阿野 幸男
総務課長	大沼 隆	農業委員会 事務局長	松浦 正之
企画財政課長	黒田 庄司	教育委員会 体育振興課長	澤向 邦夫
税務課長	柿崎 修一	水道課長	山崎 国雄
町民課長	古川 福一	病院事務長	大野 繁嗣
保健福祉課長	斉藤 健一	特別養護老人 ホーム施設長	藤田 稔
環境政策課長	西野 清	デイサービス センター施設長	玉田 勝幸
農政課長	福田 美樹夫	教育委員会 情報館長	富澤 泰
水産課長	小倉 利一		
商工観光課長	久保 一將		
管理課長	松澤 武夫		
建設課長	北村 誠		

1. 会議録署名議員

議席 2 番	塚田 丈太郎	議席 5 番	岩谷 仁悦郎
--------	--------	--------	--------

1. 会 期

7月24日から7月24日までの1日間（休会 ＝ 、なし）

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第3回臨時会議事日程

(13・7・24)

日程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告書
第 3		会期の決定
第 4		議席の指定
第 5		諸般報告
第 6	選任第3号	常任委員の選任
第 7	選任第4号	特別委員の選任
第 8		特別委員の定数の変更
第 9	選任第5号	特別委員の選任
第 10		特別委員の定数の変更
第 11	選任第6号	特別委員の選任
第 12	意見書案第10号	「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に関する要望意見書
第 13	報告第10号	専決処分事項の報告について
第 14	議案第60号	教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて
第 15	議案第61号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについて
第 16	議案第62号	財産の取得について
第 17	議案第63号	工事請負契約の締結について

議長 ただ今より、平成13年厚岸町議会第3回臨時会を開会いたします。
開会時刻10時00分

議長 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番 塚田議員、5番 岩谷議員を指名いたします。

議長 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。

3番 3番 過日、平成13年7月18日に開かれました議会運営委員会の協議内容について、ご報告を申し上げます。この臨時会への議会提出の案件の告示に関わりまして、通常より早く議会運営委員会を開会いたしました。

次に、協議内容であります。第3回臨時会の議事運営についてであります。報告については、議長よりの諸般報告が行われます。

次に、議会提出の案件であります。過日執行された町議会議員補欠選挙の結果に伴うものであります。一つは議員の議席の指定、更に常任委員の選任、特別委員の定数の変更であります。これは広報及びごみ処理広域化計画等調査特別委員会です。それに伴って、特別委員の選任が行われます。これは広報・介護保険制度調査・ごみ処理広域化計画等調査、各特別委員の選任です。

次に、要望意見書についてであります。「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に関する要望意見書です。審査方法は、本会議での審査ということにいたしました。

次に、町長提案の議案であります。報告第10号は専決処分でありまして、1件。議案第60号から第61号は、いずれも人事案件でありまして、2件です。次に議案第62号は財産取得に関するもので、1件です。議案第63号は工事請負に関する件で、1件です。

次に、会期の決定であります。本日1日間、このように決定をいたしました。
以上、報告といたします。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたように、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定しました。

議長 この際、この度の議員補欠選挙で当選された、佐藤議員から自己紹介を頂きたいと思
います。

佐藤議員 佐藤議員。

佐藤議員 佐藤淳一でございます。既にご承知のとおり、私、昨年の9月まで、34年ほど勤務をさせていただきました厚岸町商工会を退職いたしました。その間、議会の皆様方並びに若狭町長を始めとする役場管理職の皆様方には大変お世話になりました。この席をお借りしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

この度、6月に行われました議会議員の補欠選挙にあたりまして、折角議席を賜りました。2年間の任期ではございますけれども、より一層、自己研鑽に努め、町民の皆様への付託に応え、更には議員活動を全うしたいと考えておりますので、どうぞ今後ともご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。自己紹介と代えさせていただきます。

大変どうもありがとうございます、宜しくお願いします。

議長 以上で、佐藤議員の自己紹介を終わります。

議長 日程第4、議席の指定を行います。
佐藤議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、4番を指定いたします。

議長 日程第5、この際、諸般の報告を行います。

6月の定例会において、厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部が改正され、長期間議員活動が出来ない場合の規定が定められました。これに伴いまして、現在入院中の秋山議員のご家族から、秋山議員が長期間議員活動が出来ない旨の届出が、議長宛に出されております。

私は、副議長・事務局長と共に、秋山議員本人に会い、更に病院の担当医師にも会って病状等を伺い、議員活動が出来る状況でないことを確認して参りました。なお、議員活動が出来なくなったと確認した日は、条例の一部改正が交付されました平成13年6月20日からといたしました。

以上、諸般報告といたします。

議長 次に、町長から町長就任にあたり、挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これをお受けしたいと思っております。

町長。

町長 皆さん、お早うございます。私は、この度の厚岸町長選挙におきまして、町民の皆さんの力強くも暖かいご支持を頂き、去る7月13日に厚岸町長に就任をいたしました。

本日、この席に立ち、まさに21世紀幕開けの年に、この歴史ある厚岸町の舵取りを私に託された町民の皆さんの選択に思いをいたすとき、改めてその責務の重大さに身の引き締まる思いであります。

わが町は、町政施行以来101年、初代町長 故石黒康次氏から、前町長 澤田昭夫氏まで29代にわたり、わが町の発展のため多大なご尽力をなされ、その功績をみるときに、誠に素晴らしいものがあります。

前任の方々の足跡を踏み締め、前進することは無論のことではありますが、もとより、町政には議会と町民の皆さんの信頼とご協力がなによりも重要であり、皆さんと共に汗して仕事をするを大切にしたいと思っております。町議会議員の皆さん、並びに町民の皆さん、どうか私に対し一層のご支援とご助言を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

ここに、4年間にわたって町政を担当するに当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。まず、町政に臨む私の基本姿勢であります。

第一に、地方分権時代に望まれる、町民との協働を目指した行政運営の実現であります。地方分権時代の到来で分権時代に望まれるのは、限られた財産や資源を有効に活用

するためにも、町民のニーズに合致した政策を効率的に遂行することにあります。そのためには、町民の行政への参加・参画を進め、更には自治体を協働で運営していくことが不可欠であります。そして行政、或いは職員と町民の関係を密にするだけでなく、町民と町民が連携すること、すなわち町民自治の構築に力点を置く必要があると考えております。そのためにも、私は積極的に町民との協働を目指し、リーダーシップを発揮することで、分権時代に相応しい協働による、町民本位・町民自治のまちづくりを行っていきたいと考えております。

第二に、町民への迅速な対応であります。町民対応の柔軟さと、素早く行政サービスの開発・展開をするといった要素は、町民本位・町民主体の行政実現の重要な鍵となります。町民、そして社会の変化を素早く把握し、それに対応する行政サービスの提供を短時間で実施し、町民の健康と福祉の向上に貢献出来なければ、いかに町民の満足いく行政サービスの内容であっても、町民の高い評価を得ることが出来ません。部内や身内の都合で仕事を進める「後追い行政」は、町民には受け入れられないと考えておりますので、町民への迅速な対応に取り組んでいきたいと考えております。

第三に、財政構造改革厚岸版を実施し、「自主・自律」の厚岸を目指します。地方自治は今、大きな「変革の時」を迎えております。地方分権がスタートし、今また政府の経済財政諮問会議は、去る6月21日に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」いわゆる「骨太の方針」を決定いたしました。これからは文字通り、自主・自律の自治体運営を目指さなければなりません。私は地方の自主・自律のため、財源確保と町民生活と地方自治を守る点からも、釧路管内はもとより多方面にわたって、厚岸町が積極的にオピニオンリーダーとしての役割を担っていくとともに、町民の皆さんの意識改革の前提として、先ず、役場職員の経営感覚を取り入れた意識改革を行い、町民ニーズを先取りし、町政に速やかに反映出来るような「仕組み」をつくり、厚岸町役場がもっと、まちづくりの先導的役割を果たしていくことが肝要であり、町民の皆さんからも「役場が変わったね」と言われるよう、職員の皆さんと一緒に知恵を出し合って参ります。

私はこの厚岸町で生まれ育ち、そして町民の皆さんのご支援・ご指導を頂きながら、政治家としての道を歩んで参りましたが、道議会で議員として活動している時でも、常に「故郷の発展と人々の幸せ」を願い、精いっぱい頑張って参りました。また、厚岸町を愛し、故郷を想う厚い心は、誰にも負けないという自信を持って、今日まで歩いて来

ました。この私の信念は、いつの時でも変わるものではありません。郷土厚岸町のために、今迄の経験と培った力を発揮出来る機会をお与え頂き、私にとってはこれに勝る本懐はなく、町民の皆さんへの感謝の念で一杯であり、その期待に真摯に応えるべく、粉骨砕身努力を傾注し、町民の皆さんとお約束させて頂いたことを、着実に実現して参りたいと考えております。

私は町長に立起するにあたり、十の重点の目標を掲げました。すなわち、これからの4年間の町政運営につきましては、前澤田町政の継続や、第4期厚岸町総合計画を基本にしながら、この21世紀には必ず「農林水産業の町、食料生産基地厚岸町」の時代になることを確信し、一つ「厚岸型食料基地づくりと食文化の振興」、一つ「中心市街地の活性化と魅力溢れる観光の振興」、一つ「環境にやさしい資源循環型のまちづくり」、一つ「健康と生きがいと心通う福祉社会のまちづくり」、一つ「女性が生き生きと活躍できる社会の実現」、一つ「創造性豊かな人づくり」、一つ「安全で安心して暮らせるまちづくり」、一つ「温泉などの健康保養型施設の開発調査」、一つ「研修・研究・交流の推進」、一つ「町民から信頼される行政の確立」であります。

そして、わが厚岸町が、更に生き生きとした活力に満ち溢れ、町民誰もが「厚岸町民で良かった」と心から思えるまちづくりを計画的に進めて参りたいと存じます。なお、これらの目標を実現するために早速、第4期厚岸町総合計画における第3次三ヵ年実施計画の取りまとめを指示し、その手法や個別計画などは今後、関係各課と綿密な検討を重ね、順次、町民の皆さんに提示して参る所存であります。

また、私は今回の選挙を通じ、多くの町民の皆さんと今迄以上に、まちづくりについて語り合う機会に恵まれました。その中には生活から滲み出る切実な声や、まちの将来を思う真剣な声、そして素晴らしいまちづくりのアイデア等、町民の皆さんが「町政をより良くしよう」、「厚岸町をもっと住みやすい町にしよう」という意欲が満ち満ちており、町民の皆さんとの対話こそが民主主義の原点であり、地方自治の本旨にかなうものであるということを再認識させて頂きましたが、今後、これらの声を町政の運営に大いに反映をさせ、その手法を積極的に取り入れていきたいと思っております。

厚岸町を愛し、厚岸町の未来を信じる共通の心がある限り、そしてどんな困難な時にあっても、理想に向かって何かを成し遂げようとする、努力する姿勢を持つ限り、厚岸町の明日は一步一步切り開いていけると信じるからであります。私は変革への勇気と、確かな改革への気概を持って、町政に臨む決意ですが、どのような課題も一人で成し遂

げることは出来ませんし、行政のみで達成することも困難であります。町民の皆さんはもとより、主権者である町民の代表機関であります、厚岸町議会のご協力が何よりも必要不可欠であります。皆さんの深いご理解とご支援・ご指導を切にお願いを申し上げます、私の就任のご挨拶といたします。

今後とも宜しくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議 長 以上で、町長の挨拶を終わります。

議 長 日程第6、選任第3号 常任委員の選任を行います。

厚生文教常任委員会の委員定数は6名となっておりますが、高橋委員の死去に伴い、1名の欠員が生じておりました。この度、町議会議員補欠選挙が実施されたのに伴い、委員の選任を行おうとするものであります。

お諮りいたします。

厚岸町議会委員会条例第7条第1項の規定により、佐藤議員を厚生文教常任委員会委員に指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、佐藤議員を厚生文教常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

議 長 日程第7、選任第4号 特別委員の選任を行います。

介護保険制度調査特別委員会の委員定数は19名となっておりますが、高橋委員の死去に伴い1名の欠員が生じておりました。この度、町議会議員補欠選挙が実施されたのに伴い、委員の選任を行おうとするものあります。

お諮りいたします。

厚岸町議会委員会条例第7条第1項の規定により、佐藤議員を委員に指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、佐藤議員を介護保険制度調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

議長 日程第8、特別委員の定数の変更を議題といたします。

広報特別委員会は、現在7人の委員で議会広報の編集・発行を行っておりますが、委員の病気などにより、業務多忙となっております。このため、委員を増員して負担を軽減しようとするものであります。

お諮りいたします。

広報特別委員会の委員定数を1名増員して、8人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、広報特別委員会の委員の定数を8人とすることに決定いたしました。

議長 日程第9、選任第5号 特別委員の選任を行います。

ただ今、広報特別委員会の委員の定数が1名増員となりましたので、早速委員の指名を行いたいと思います。

お諮りいたします。

厚岸町議会委員会条例第7条第1項の規定により、佐藤議員を委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、佐藤議員を広報特別委員会の委員に選任することに決定しました。

議長 日程第10、特別委員の定数の変更を議題といたします。

ごみ処理広域化計画等調査特別委員会は、現在議長を除く18人の委員で構成されておりますが、この度、欠員となっておりました町議会議員の補欠選挙が行われ、定数どおり20名の議員となりました。そこで、この特別委員会設置時の議長を除く議員全員の委員会という考え方から、委員定数を1名増やして19人にしようとするものです。

お諮りいたします。

ごみ処理広域化計画等調査特別委員会の委員定数を19人とすることに、ご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ごみ処理広域化計画等調査特別委員会の委員の定数を19人とすることに決定しました。

議長 日程第11、選任第6号 特別委員の選任を行います。

ただ今、ごみ処理広域化計画等調査特別委員会の委員の定数が1名増員になりましたので、早速委員の指名を行いたいと思います。

お諮りいたします。

厚岸町議会委員会条例第7条第1項の規定により、佐藤議員を委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、佐藤議員をごみ処理広域化計画等調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

議長 日程第12、意見書案第10号 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読 (朗読内容省略)

議長 提出者であります稲井議員に提案理由の説明を求めます。

1番、稲井議員。

1番 ただ今、上程頂きました、意見書案第10号 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に関する要望意見書について、その提案理由を申し上げます。

政府は国の経済再生に向けた方策として、経済・財政諮問会議が6月21日に決定しました。「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」いわゆる「骨太の方針」を基に、2002年度予算の編成作業に入ろうとしています。基本方針には地方分権など賛成する考え方もありますが、地方交付税の見直しや道路特定財源の見直しは、本町のような地方自治体にとって重大な問題となっております。

政府は改革には痛みが伴うと言っておりますが、今後、具体的に痛みが発生しますと、地方自治体もその対応に当たらなければなりません。特に、中央から遠く離れた地方の痛みが大きいものと思われま。そのため、国や中央の大都市だけが骨太となり、地方

やそれらの地域住民が骨細の骨粗鬆症にならないように配慮をして頂くよう、国会並びに関係機関に要望意見書を提出しようとするものです。

議員各位の特段のご理解・ご賛同をお願いいたしまして、簡単ですが提案理由の説明といたします。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議長 日程第13に入る前に、議案の字句の訂正を求められておりますので、これを許します。水道課長。

水道課長 大変貴重な時間を頂き、誠に申し訳ございませんけれども、専決処分事項の報告に係る厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の中で、印刷時に字句に間違いがございましたので、訂正をお願い申し上げます。

4ページをお開きください。第11条第2項第2号の下から2行目の「総理府令」とあるのを、「環境省令」に訂正を頂きたいと思っております。また、この行の最後の「排出基準」を「排水基準」に訂正をお願い申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

議長 日程第13、報告第10号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

水道課長 ただ今、上程を頂きました、報告第10号 専決処分事項の報告について、その提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分につきましては、水質汚濁防止法施行令の一部改正を受け、下水道法施行令の一部を改正する政令が平成13年6月19日に閣議決定され、7月1日から施行される

ことに伴いまして、速やかに厚岸町公共下水道条例の一部改正を行い、7月1日から条例施行をする必要が生じ、議会を招集する暇がなかったことから、7月1日に専決処分を行わせて頂いたものであります。

今回の公共下水道条例の一部改正点は、下水道法施行令の一部改正に伴い、酵素及びその化合物、並びにフッ素及びその化合物、並びにアンモニア・アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を、人の健康に係る被害を生ずる恐れがある物質として追加されたことに伴うものの他、特定事業所からの下水の排除の制限に係る水質の基準については、条例に別表で39項目掲載しておりましたが、上位法であります下水道法施行令第9条の4第1項各号に掲げる物質とすることによって、別表が不要となるため、これを削ることにより、条項の整備等が主なものとなっております。

それでは改正の内容につきまして、別途お手元に配付しております報告第10号説明資料、厚岸町公共下水道事業条例の一部改正新旧対照表により説明を申し上げます。第10条、除外施設の設置等でございますが、現行第10条第2項を削り、同項の規定を第10条の2とするものでございます。これにつきましては、根拠法令であります下水道法において、除外施設の設置等を規定する第12条と第12条の10に分かれ、それぞれ規定の趣旨が異なるため、この条例も同様に根拠法令を明確にするため、条立てとしたものでございます。

次のページをお開きください。第10条の2の内容でございますが、現行第10条2項で法第12条の10第1項に定める公共下水道への排除の制限に係る水質基準を別表で示しておりましたが、上位法であります下水道法施行令第9条の4第1項各号に物質及び項目並びに基準が定められているため、第1号にこの規定を定めることとし、法施行令第9条の9において規定されている条例で定める基準となっている温度、今回新たに追加されましたアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の他、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、リン含有量、前各号に掲げる物質又は項目以外の物質、又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたものを、第2号から第10号に規定し、現行別表1を削除するものでございます。なお、条例改正の趣旨でございます新たな水質基準については、第10条の2第1項第1号の規定における下水道法施行令第9条の4第1項第25号に酵素及びその化合物、第26号にフッ素及びその化合物が加わり、第10条の2第1項第3号にアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量を追加した

ものでございます。

次のページをお開きください。第11条、特定事業場からの下水の排除の制限でございますが、今回の下水道法施行令の一部改正により、第1号として1号を追加し、各号を1号ずつ繰り下げるものであります。

次のページをお開きください。第2項につきましては、排水基準の改正による規定の整備でございますが、第1号では前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目とありますが、これはアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量でございます。それと窒素含有量、更に隣含有量に対する排水基準でございます。第2号につきましては、前項第2号から第5号まで掲げる項目でございますが、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量の排水基準でございます。

附則といたしまして、この条例は平成13年7月1日から施行するものでございます。

以上、大変簡単雑ぱくな説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

10番 室崎議員。

非常に難しい色々な物質名が出てきて、なかなかそれを全部聞いてすらすらと頭に入る人は、そうはいないのではないかと感じて、私なんかは何が何だか分からないんですよ。ただ、聞いていて一応大掴みなところを言うと、下水道法が変わって下水道法の中で規制項目が増えたために、条例に規定している必要がなくなったものがあったり、或いは内容がちょっと変わったりというような部分があるので、それに合わせたということだろうと思って、そういう理解のもとにお聞きするんですが、それが良いとか悪いという以前の問題で、ちょっと参考までにお聞きしたいんですが。

先ずですね、現行法があるんですが、現行条例もあるんですが、今回の改正条例でも同じなんですが、「1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満のものには適用しない」こういうふうになってますね。それで次の条文でもそういうふうになってますね。それでお聞きするんですが、先ず排出量をですね、排出量というのは下水道に流す汚水の、流すことを排出と言うそうなんですが、その排出量の上限というのはあるのかなのか。例えば、あまり大きいのをドンと流されると困るのではないのか。例えば1日1万立方メートルを平均的に流す事業所が出来てどんどん流しても、飲み込まなければならぬのかどうかという問題があると思うので、その点をちょっと条例を見てみたん

ですが、私では分からないので、その点を参考までに説明してください。そのうえで、50立方メートル以上の排出を現在行っている所は、何ヶ所あるのか。それからこの1年内とか或いは2年内に予定されるのは、何ヶ所あるのか。それが1点です。

それから、その次にですね、11条でちょっと気にかかったのは、11条というのは特定事業場からの下水の排除の制限ですね。そこですね、今回の規定の中に(1)アンモニア性窒素云々という下線の付いている短い行で書いている所ですね、「当該公共下水道からの放流水」これは分かりますが、「又は当該流域下水道からの放流水について排出基準が定められている場合」というような書き方になっているんですね。これは水質汚濁防止法第3条3項の規定により、条例によりですから条例なんです、これは厚岸町の条例で当該流域下水道からの放流水についての規定がありますか。それから今後とも、近々にそういうような規定するということになっているんでしょうか。流域下水道というのは、厚岸町にあるとすると、それはどういう関係であるのかということなんです、その点についてもお聞かせを頂きたいです。

それともう一つは、今、パラパラと聞いたものですから、ちょっと字系列がはっきり分からなくて申し訳ないんですが、もう一度ちょっとゆっくり説明して欲しいんですが、平成13年6月19日に下水道法の改正があったという所から、それに合わせないとならないというお話があったんですが、その下水道法の改正と7月1日からの条例の変更ですね、その字系列的な説明について、もう一度ゆっくり説明して頂きたい。

議長 水道課長。

水道課長 先ず、1点目の1日当たりの50立方メートル未満の汚水の排水量ということでございますけれども、50立方メートル以上の事業所につきましては、3カ所ほどあります。あとにつきましては50立方メートル未満でございますので、未満のものにつきましては下水道に排除するという方針で進んでおります。

2点目でございますけれども、11条の当該流域下水道でございますが、これは厚岸町にはございません。厚岸町は公共下水道でございます。ただ、一方的にその地区によっては流域下水道もございますので、それについても同じ土俵の中で決めていく、ということになっているようでございます。

3点目の平成13年6月19日、この法の改正根拠でございますが、これにつきましてはですね、水質汚濁防止法施行令が6月7日に改定になっております。これの施行が7月1日からということになっておりまして、それに伴いまして下水道の施行令も6月19日

に閣議決定されたと。そしてその施行が7月1日ということでしたので、専決処分をさせて頂いたという内容のものでございます。

議長 10番、室崎議員。

10番 現在50立方メートル以上、そうすると10条の適用になる事業所は3カ所あるということですね。

それから2点目の11条については、ちょっと答弁になっていないですね。厚岸町の条例でこれを規定するものと聞いているわけですから、法律の説明を聞いている訳ではないんですよ。法律では一つの土俵でやっているそうですね、という話を聞いているのではないので。厚岸町の条例で流域下水道放流水について規定しているのは、どういう訳ですかということを知っている訳です。それからこの書き方ではですね「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により」と書いてますよね、その条例のもこういうことが規定されているんですね。そのことについては貴方は答弁をしていない、きちんと答弁してください。

それからもう一つ最後にお聞きしたいのは下水道法、ちょっと今の答弁を私の方で聞き間違えたのかもしれませんが、いずれにせよ下水道法に基づく下水道施行令が、6月19日に閣議決定されて7月1日から施行されると。その時に、どうしても7月1日に下水道条例を改正して合わせなければならない実質的な意味ということは、どういうことだったのかという意味なんです。専決処分に何故したのかという話に入りますとね。例えば税法が変わった場合に、税法に関する税条例なんかは専決処分でもよく変わりますよね。それは3月議会が終わって6月議会までの間に、既に税の徴収に入ってしまうから、その時に例えば4月1日ならば、4月1日以降に条例を変えておかなければ実質的に業務に支障を生ずる、というような場合によく専決処分が行われますね。今回の場合に、どういう具体的な業務に対する支障があったのかという事についての、専決処分を行わなければならなかったんだ、という事の説明が最初からないんですね。この点についてきちんと説明をして頂きたい。

議長 休憩いたします。

休憩時刻 午前10時47分

議長 再開いたします。

再開時刻 午前11時01分

水道課長

大変申し訳ございませんでした。11条の関係の流域下水道の関係でございませ

も、これにつきましては現行の町条例の中にも掲載されております。したがってこれにつきましては、当初から公共下水道及び流域下水道ということになっているものでございます。

それから下水道法に合わせてしなければならないのか、ということもございませぬども、これにつきましては、人の健康に係る被害を生じる恐れがある物質ということで、これは50立方メートル以下であろうとなかろうと、それらについては何時入って来るかわからない物質ということもございませぬ。したがって、それについては早めに条項に掲載しておく必要があるということで、例えばカドミウムそれからシアン化合物・鉛・その他化合物とか色々ございませぬ。それらについては早くに決定しておかなければ、入って来た時には大変なことになるということもございませぬので、早く規定しておく必要があるということで、7月1日からの施行ということも進んでいたものでございませぬ。

議長 10番、室崎議員。

10番 先ず第1に、町条例にもございませぬというふうには11条を言っているんですが、この町条例とは何を指しているんですか、きちんと答弁して欲しい。今迄の下水道条例にはないんですね。水質汚濁防止法第3条第3項による条例に、こういう規定があるということですか。町条例は沢山ありますよ。

それからちゃんと答弁してください。いいですか、「当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水」と書いてますよ。貴方は今、「及び」と言ったでしょう、「又は」と「及び」は全く意味が違う。駄目だ、そんな答弁をしていたら。

それから専決処分の話ですが、専決処分にしなければならない実質性がどこにあったのかと私は聞いているんですよ。その時に何です、50立方メートル以上であろうとなかろうと、変な物を流されては困るから、早いとこやんなきゃならなかったんだ。条例を見ると50立方メートル未満について適用しないと書いていっているでしょう、どういうことなんですか。駄目です、そんないい加減な答弁をしていたら、きちんと答弁してください。専決処分にしたことが悪いと言っているのではないんですよ。そしてムニヤムニヤと言われも分からないんだ、こっちは。自身を持って、貴方達はちゃんとした行政をやっているんだから、それをきちんと説明してください。駄目です、そんなことでは。

それから町長にお聞きします、初質問なので宜しく。専決処分の在り方について、町長は基本的にどういうお考えをお持ちか。確か法律上はですね、こういうものは専決処

分でやってはいけないという様なものはないと思うんですよね。だから専決処分の在り方ということについては、やはりその時々の方々の基本認識によって、その範囲はその時に変わって来ると思うんです。その辺りは、先程の町長のお話の中にもあった、正に議会との協働ということですね、どういうふうと考えていくかということの基本理念に関わる問題でもあると思うので、その点についても一言ご説明を頂きたい。

議 長

水道課長。

水道課長

申し訳ございません。現行条例の第11条第2項2号で「前項第5号又は第6号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による排水基準が適用される時」ということで、11条にも現行で載っているということでございます。

それで先程言われておりました、7月1日に施行しなければならない理由なんですけれども、これにつきましては環境項目に係るものは適用されませんが、それ以外のものについては適用になるということでございます。したがって、カドミウムとベンゼン、色々と沢山項目がありますけれども、それらについては条例で規定しないさいということになっておりますので、必ずしも汚水の中にそれらが含まれるということとは考えておりませんが、もしそういうものが入って来た時には、処理等が困難だということもございまして、この中で規定するものでございまして。

議 長

町長。

町 長

私も13日に就任をいたしまして、先程、皆様方にご挨拶申し上げたとおり、議会と行政は車の両輪であるという理解に立っております。本件の問題につきましても、やはり本来であります、議会の中で議論すべき事項であろうと思っております。しかし、お話を聞きますところ、国の改正に伴う本条例の改正であります。そういう意味において、専決処分とする問題であろうというように理解をいたしております。

その中で私といたしましては、やはりこういう事例が、改正等の事例が生じた場合には、議会を招集するというのが困難であるとするならば、その所管する委員会等において十分に論議を重ねて、専決処分に処すべき事項ではなかろうか、斯様に理解をいたしております。

「簡単に済ませますから、あと1回だけお願いしたいんですが。条例に関してなんです。」の声あり

議 長

特にもう1回ですね。

10番、室崎議員。

10 番

今の課長さんのご答弁の中でですね、11条の当該流域下水道からの放流水についてという項目なんです、これが今迄もあったからそれで良いんですというような話なんですけれども、こっちが聞いているのは、流域下水道放流水というものは厚岸町には存在しないし、近未来的にも存在しない意味のないものをですね、たまたま雛形に書いてあったからかどうかは知らないけれども、条例の中の文言に入れるということについて、良いのかどうかということをごきちんとして下さい、価値判断をした答弁をして貰わなければ、こっちは3回しかないわけですから、委員会ではないんですから。これは質問に対する答になっていないんですよ、その点なんですよお聞きしているのは。

例えば文言に、もし空港と書いてあれば空港と入れる、或いは前の所に原子力発電所と書いてあれば原子力発電所と入れる、そういうものではないでしょう、厚岸町の条例なんですから、厚岸町の条例として、有効な文言をごきちんとしていくことが大事なのではないかと。法律の場合には、これは日本全国に適用されますから、特殊な法律を除いて、その場合にはそれは厚岸町にはなくても、書かれていることは幾らでもあると思う。でも厚岸町の条例に、何しにこういうものを入れなければならないのかということなんです、その点についてのご答弁がなかった。これについてはきちんとして頂きたい。特に今回はこういう形を出しているわけですから、必要性があるということで入れたらどうかと此方は判断せざるを得ないので、その点についてきちんとしてご答弁を頂きたいものであります。

議 長

助役。

助 役

ご質問に対して、きちんとして答弁出来なかった事に対して、先ずもってお詫び申し上げます。ご質問者が言われますように流域下水道につきましては、厚岸町ではですね、勿論、現在も将来もこれは発生しません。それで、そういうものを何故、条例化しているんだということでもありますけれども、正にそれは単純に現在の条例がそういう文言が入っているものですから、今回そのまま提案したという単純なミスであります。

私共としては今回、これを専決するにあたりまして、当然、ご質問者のご指摘されているような事項につきましては、厚岸町の条例としては関係ございませんから、その訂正をし、そして専決処分をするというのが妥当なことではなかったけれども、今回はこういうことで専決処分をしてしまったということでございます。この流域下水道につ

住所、厚岸郡厚岸町松葉町3丁目19番地。氏名、新保弘子。生年月日、昭和17年3月24日。性別、女。職業、理容業。なお、同氏の学歴及び職歴につきましては、次ページに記載のとおりであります。

以上、ご同意賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。よって、討論を省略し、本案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長 日程第16、議案第62号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長 ただ今、上程を頂きました、議案第62号 財産の取得について、その提案理由を説明いたします。

現在所有の厚岸町デイサービスセンター送迎バスにつきましては、平成3年度に購入して以来11年目を迎えておりますが、走行距離もこの7月1日現在で156,432kmとなっております。毎日、地域を分けて定期的に路線運行をしておりますけれども、快適性や安全性の上から老朽化している状況であります。今回、厚岸町デイサービスセンター送迎用バスの更新にあたり、平成13年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業による、通所事業サービス送迎車としての取得を行うことになり、議会の議決にすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、送迎車につきましては更新でございますけれども、従来の車両同様、要介護者や高齢者が利用する福祉的配慮とした車両を選定して、取得するものでございますので、ご理解を願いたいと存じます。

議案の9ページをお開き願いたいと思いますけれども、1. 財産の種類であります、物品であります。2. 名称及び数量でございますけれども、通所事業サービス送迎車1台であります。3. 契約の方法、地方自治法施行令第167条による、4社による指名競争入札でございます。4. 取得金額、金1,732万1,782円でございます。5. 契約の相手方でございますけれども、札幌市白石区中央2条1丁目1番93号、北海道三菱ふそう自動車販売株式会社でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。参考として、1. 通所事業サービス送迎車、車椅子用リフト装備車でございます、型式、KK-MK25HJME型でございます。エンジンはディーゼルエンジン。乗車定員は31人で、車椅子2台装着可能になってございます。総排気量、8,201cc。最高出力、165kw。総重量、9,170kg。全長、8,990mm。全幅、2,300mm。全高、2,995mmでございます。2として納入期日は、平成13年10月31日でございます。11ページ三つ折りの図面につきましては、議案第62号説明資料のとおりでございますので、説明を省略させて頂きたいと思います。

大変雑ばくな説明でございますけれども、ご審議のうへご承認を頂きますよう、宜しくお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

(なし)

議長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 日程第17、議案第63号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

水道課長 ただ今、上程いただきました、議案第63号 工事請負契約の締結について提案内容の説明をいたします。

この工事につきましては、住の江町通りの滝谷宅付近から国道44号線付近までと、住

の江町7号線の尾張宅付近から富谷宅付近まで、更に、住の江町8号線の久保田宅付近から市村宅付近までに、汚水幹線及び汚水管を新設するものであります。内容でございますが、1. 工事名、住の江汚水幹線外2汚水管新設工事。2. 場所、厚岸町住の江町。3. 契約の方法、地方自治法施行令第167条による、10社による指名競争入札であります。4. 請負金額、金7,234万5,000円也。5. 請負契約者、厚岸郡厚岸町字白浜町77番18、協成建設株式会社であります。

次のページをお開きください。参考として、1. 工事概要、施工延長、長さ1,096.86m。口径100mm、水道用硬質塩化ビニール管、長さ335.14m。口径150mm、下水道管硬質塩化ビニール管、長さ747.79mm。マンホールポンプ室、1箇所。1号人孔設置、11箇所。2号人孔設置、1箇所。塩化ビニール製マンホール、2箇所。公共枡、56箇所であります。2. 工期として、着手、平成13年7月30日から、完成を平成14年2月20日までとするものであります。3. 位置図・平面図・標準施工断面図は、別紙説明資料のとおりでございます。

14ページをご覧頂きたいと思えます。位置図でございますが、住の江町通り・住の江町7号線・住の江町8号線に汚水管線及び汚水管を新設するもので、①から③はポンプによる圧送区間でございます。④から⑨が自然流下区間であります。

次のページをお開きください。①の平面図でございますが、国道交点付近から住の江町9号線交点付近までに、口径100mmの下水道用硬質塩化ビニール管を圧送管として敷設するものであります。①の標準施工断面図でございますが、この区間については、口径150mmの自然流下用の下水道用硬質塩化ビニール管を、深さ1.61mから2.5mの位置に敷設し、その斜め上に圧送管として、口径100mmの下水道用硬質塩化ビニール管を敷設するものであります。

16ページでございますが、②の平面図ですが、住の江町中央線交点付近から住の江町8号線交点付近まで、口径100mmの下水道用硬質塩化ビニール管を圧送管として敷設するものでございます。②の標準施工断面図につきましては、①の断面図と同様に、口径150mmの自然流下用の下水道用硬質塩化ビニール管を、深さ1.57mから2.35mの位置に敷設し、その斜め上方に圧送管として、口径100mmの下水道用硬質塩化ビニール管を敷設するものであります。

次のページをお開きください。③の平面図ですが、住の江町8号線交点付近から滝谷宅付近までに、口径100mmの下水道用硬質塩化ビニール管を圧送管として敷設し、①か

ら③の平面図区間に335.14mの圧送管を敷設するものでございます。③の標準施工断面図ですが、深さ1.31mから2.14mの位置に下水道用硬質塩化ビニール管を敷設するものであります。

④の平面図は、国道交点付近から住の江町9号線交点付近まで、①の平面図と同様でございますが、これは自然流下の部分で、口径150mmの下水道用硬質塩化ビニール管を、区間長さ155.95m敷設するものであります。④の標準施工断面図では、深さ1.61mから2.50mの位置に敷設した汚水管に、各家庭からの取付管及び公共枡を設置するものであります。

次のページをお開きください。⑤の平面図は、②で説明しております住の江町9号線から8号線交点付近までに、口径150mmの下水道用硬質塩化ビニール管を区間長さ99.73m敷設するものであります。⑤の標準施工断面図では、深さ1.57mから2.35mに位置に敷設した汚水管に、各家庭の取付管及び公共枡を同時に敷設するものであります。

20ページの⑥の平面図でございますが、住の江町通り交点付近から住の江町8号線の兜宅付近までに、口径150mmの下水道用硬質塩化ビニール管を区間長さ53.03m敷設するものでございます。⑥の標準施工断面図では、深さ1.64mから2.33mの位置に敷設の汚水管に、各家庭の取付管と公共枡を同時に設置するものでございます。

次のページをお開きください。⑦の平面図は、住の江町8号線の兜宅付近から市村宅付近までに、口径150mmの下水道用硬質塩化ビニール管を区間長さ189.73m敷設するものであります。⑦の標準施工断面図ですが、深さ1.56mから1.62mの位置に敷設した汚水管に、各家庭の取付管と公共枡を同時に敷設するものであります。

22ページですが、⑧の平面図は、住の江町通りの住の江町7号線及び8号線との交点と、7号線の堀内宅付近までに、口径150mmの下水道用硬質塩化ビニール管を区間長さ111.92m敷設するものでございます。⑧の標準施工断面図では、深さ1.37mから2.14mの位置に敷設の汚水管に、各家庭の取付管と公共枡を同時に敷設するものであります。

次のページをお開きください。⑨の平面図では、住の江町7号線の堀内宅付近から武藤宅付近までに、口径150mmの下水道用硬質塩化ビニール管を区間長さ149.88m敷設するものでございます。⑨の標準施工断面図では、深さ1.53mから1.67mの位置に敷設の汚水管に、各家庭の取付管及び公共枡を同時に設置するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

16 番 16番、音喜多議員。

議 長 今回の請負工事の関係について、建設課の課長にちょっとお尋ねしたいと思います。

建設課長 この区間の道路に関わって、防塵処理、いわゆる簡易舗装とまではいかないんですけど、防塵処理を施している区間がございますか。

建設課長 建設課長。

議 長 丁度、住の江町7号線が一応簡易舗装と言いますか、そういう防塵処理は行われております。

16 番 16番、音喜多議員。

議 長 今回の工事、また先の住の江町通りもですね、いよいよ下水が入るということで、工事が大々的に行われようとしています。それでこの防塵処理をしている道路、簡易舗装ですね。簡易舗装と防塵処理とは、アスファルトの厚みが全然違うと、本舗装とは全く違います。今回の工事、下の方の工事もそうなんですが、いわゆるこういった工事に伴って、大型ダンプが出入りしますと。その防塵処理については、大型ダンプの往来は耐え得るような状況ではないと。いわゆる本舗装ではないので、その大型ダンプで静かに走るならば、その防塵処理は傷むことはないだろうけれども、特にこの夏場、暑い時期、舗装が暑く熱せられた時に、ご存知だと思いますが、引っ込むやら割れるやら、それで特に住の江町の下の方、いわゆる湧き水を含めてですね、もう既に湧き水の処理の仕方について工事が入っていますが、あの住の江町の下の方の簡易、防塵処理ですね、されている所は、舗装はひび割れやら、至る所が傷んでいると。「これは当然直してくれるんでしょね」と質問されたんですが、役場としては当然考えていらっしゃると思うんですが。今回のこの7号線、去年やられました、防塵処理されました。今回、丁度この工事が入りますし、そういう大型ダンプでもって、折角地域の方々が快適なと言うか、どろんこ道から排水の良い道路にして頂いたが、今回の工事でまたそのことがひび割れやら、傷むことが有り得ると。したがって、そのことについてどの様に施しをしようとするのか、全くそれは別問題で、手当をしないというふうにお考えなのか、その辺は如何ですか。

議 長 水道課長。

水道課長 お答えいたします。今回、7号線に下水道管を埋設するわけですが、それにつきましてはですね、当然開削工法でございますので、どういう舗装であろうとカットを

しまして、切り取ってやらなければならないということでございます。ただ、片側を通してやりたいんですけれども、旨くいかない場合もありますので、その狭い中で大型車が交差して歩くような感じになろうかと思っておりますけれども、下水道の工事で破損された舗装帯につきましては、下水道の工事の中で補修をします。最後になりますけれども、そういうことで補修をしていきたいということで、今迄も進めておりますし、今後も進めていきたいなと思っております。

議 長 16番、音喜多議員。

16 番 既に、6月の議会で、住の江町通りの請負契約をさせて頂いてますね。それで今回出されたのは、この7号線を含めて、いわゆる山の手の部分に関わる部分ですけれども、7号線については昨年やった時点で、これから重々気を付けてと言うか、そのことを考慮しながらやって頂くと。特に先に工事を請け負って頂いた住の江通り、それでもう既にあの簡易舗装は重々ご存知のとおり、もう月日も経って、可成りもろくなっているわけですね。あのとおりの狭い通りですから、見ていると一方通行のような形でダンプも往来すると。それで運転手さんも、気構えと言うか、状況によってはソロリソロリと行く方もいれば、もの凄い勢いで行くと。特にこの夏場ではですね、舗装がご存知のとおり、あの暑さで、あのダンプが土を運んで走ると、このようにたわんで道路が見受けられるわけですね。是非その辺でですね、重々配慮頂きたいということを要請申し上げて、質問に代えたいと思います。

議 長 答弁は良いですか。

(「はい」の声あり)

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 | 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。
よって、平成13年厚岸町議会第3回臨時会を閉会いたします。 閉会時刻11時39分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成13年7月24日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
